

## ○議案第 59 号 守口市手数料条例の一部を改正する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、動物の愛護及び管理に関する法律等の改正により犬猫等の販売者などに対してマイクロチップの装着義務化等が規定され、犬の所有者がマイクロチップを装着した犬を国の指定登録機関に登録する場合は鑑札とみなす特例制度が設けられたことに伴い、令和5年4月から本市も同制度を適用し、登録申請に関する事務手数料を徴収しないこととするため、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、本条例改正の趣旨だけでなく法が改正された背景などについて、市民等への丁寧な説明や周知に努めることはもちろんのこと、動物病院など関係機関と連携し、適正な飼育や管理に資するよう取り組まれたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。